

医第1546号
令和6年9月25日

外来機能報告制度対象医療機関
管理者様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和6年度外来機能報告の実施について

日頃、本県の保健医療行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、外来機能報告については、医療法（昭和23年法律第205号。）に基づき実施されるのですが、この度、別紙のとおり令和6年9月20日付け医政地発0920第3号により、令和6年度外来機能報告の実施について通知されました。

つきましては、既に厚生労働省から送付されたマニュアルのほか、下記に御留意いただき、期限内に報告を完了いただくようお願いします。

記

1 報告期間

報告様式1：令和6年10月1日～11月30日

報告様式2：令和6年11月1日（予定）～11月30日

2 報告方法

原則として医療機関等情報支援システム（通称：G-MIS）によることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとしています。

3 問い合わせ窓口

厚生労働省「令和6年度病床・外来機能報告」事務局

(委託先)

報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所

TEL：0120-142-305 [平日9:00～17:00 受付]

FAX：03-5615-9278 [24時間受付]

G-MISに関するお問い合わせ：厚生労働省 G-MIS 事務局

TEL：050-3355-8230 [平日9:00～17:00 受付]

4 留意点

- ・ 報告様式は、様式1と様式2があります。 どちらもお忘れなく御報告ください。
- ・ 報告いただいた内容は、地域医療構想調整会議において結果の報告や協議を行うほか、県ホームページで公表します。
また、紹介受診重点医療機関に係る協議においては、紹介受診重点医療機関となる意向や、紹介受診重点外来の割合などを用いることから、協議を円滑に進めるため、正しい数値を御報告ください。
- ・ 紹介受診重点医療機関は、外来機能報告の都度、取りまとめ等を行います。現在、紹介受診重点医療機関となっている医療機関について、引き続き紹介受診重点医療機関となる意向がある場合は、今回の外来機能報告でも意向を示すよう、御留意ください。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課

地域医療構想推進室 岡田・鈴木

TEL 043-223-2608

FAX 043-224-8210

mail chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp